

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区備後町2-4-6

Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二

Fax :06-6209-8145

一人親方の所得区分

Q : 私は、いわゆる一人親方です。受け取る報酬が給与になるのか事業所得になるのかははっきりしないのですが、どのように区分したらいいのですか？

A : 別段の事情がないときは、特別の計算方法を用いることが認められています。

【解説】

大工や左官、とび等で、常時使用人その他の従業員を持たないで、また、職人として一定の親方に所属もしていない、いわゆる一人親方については、その年収(報酬)が450万円以下であるときは、原則として、その年収額に次の割合を乗じた金額を給与所得の収入金額とし、それ以外を事業所得の収入金額とすることが認められています。ただし、店舗や作業場を持ち、常時、一般顧客の求めに応じていると認められる場合は、雇用契約によって受けたことが明らかな報酬を除き、原則として、事業所得として扱われます。

年収額	年収額のうち給与所得の年収金額の割合
130万円以下	80%
160万円以下	70%
190万円以下	60%
230万円以下	50%
260万円以下	40%
300万円以下	30%
370万円以下	20%
450万円以下	10%



